

(介護予防) 特定施設入居者生活介護

養護老人ホーム大日山荘

運 営 規 程

社会福祉法人寿敬会



(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人寿敬会が開設する(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所養護老人ホーム大日山荘(以下「事業所」といいます。)が行う(介護予防)特定施設入居者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援及び要介護状態にある利用者(以下「利用者」といいます。)に対し、適正な(介護予防)特定施設入居者生活介護を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第 2 条 事業者は、(介護予防)特定施設入居者生活介護の提供に当たって、(介護予防)特定施設サービス計画に基づき、(介護予防)介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、事業所において利用者の有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるようにします。

2 前項に定めるもののほか、事業運営にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

(職員の職種、員数)

第 3 条 職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

一 管理者	1 人
二 生活相談員	2 人以上
三 看護職員	3 人以上
四 機能訓練指導員	1 人以上
五 介護職員	10 人以上
六 計画作成担当者	1 人以上

2 前項各号に掲げる職員の職務の内容は、次のとおりとします。

- 一 管理者
事業所の職員及び業務の管理を一元的に行います。
- 二 生活相談員
利用者及びその家族への生活相談に対応するとともに、必要な助言その他の援助を行います。
- 三 看護職員
利用者の看護及び保健衛生を行います。
- 四 機能訓練指導員
利用者の機能回復及び機能低下の予防に必要な訓練、指導を行います。
- 五 介護職員
利用者の自立の支援及び日常生活の充実のための全般にわたる介護を行います。
- 六 計画作成担当者
(介護予防)特定施設サービス計画の作成を行います。

(事業所の名称及び所在地)

第 4 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名称 社会福祉法人寿敬会 養護老人ホーム大日山荘
- 二 所在地 和歌山県和歌山市吉礼 1 7 9 番地

(入居定員及び居室数)

第 5 条 事業所の入居定員及び居室数は、次のとおりとします。

- 一 入居定員 60 人
- 二 居室数 60 室

(内容及び手続きの説明並びに契約の締結等)

第 6 条 事業所は、サービス提供の開始に際してあらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、事業者の業務の分担の内容、事業所の名称及びサービスの種類、利用料の額並びに改定の方法その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び(介護予防) 特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を締結するものとしてします。

- 2 事業所は、前項のサービス提供開始にあたり、介護保険被保険者証により被保険者資格、認定状況、有効期間を確認します。

((介護予防) 特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第 7 条 事業所は、利用者の要支援・要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、(介護予防) 特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう配慮しながら、日常生活に必要な援助を行います。

- 2 事業者は、サービス提供に当って、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービス提供方法等について十分な説明を行います。
- 3 事業者は、サービス提供に当たって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。なお、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録します。
- 4 事業所は、自ら(介護予防) 特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

(相談及び援助)

第 8 条 事業所は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行います。

((介護予防) 特定施設サービス計画の作成)

第 9 条 事業所の計画作成担当者は、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、その抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握し、自立した日常生活

を営むことができるよう、事業所及び他の特定施設職員と常に継続的に連携し、(介護予防) 特定施設サービス計画を作成します。

- 2 前項の(介護予防) 特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案をあらかじめ利用者又はその家族に説明し同意を得るとともに、当該計画を作成し利用者に交付します。また、常に当該計画の評価を行い必要に応じて変更します。

(利用料)

第10条 事業所が(介護予防) 特定施設入居者生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とします。

- 2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

- 3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。

- 一 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められる費用

- 4 前項までの利用料に係るサービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとします。

(利用料の変更等)

第11条 事業所は、介護保険法など関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

- 2 事業所は、前項の規定により利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明、同意を得るものとします。

(居室の移動)

第12条 利用者は、原則として、別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとします。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができます。

- 一 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的理由があるとき
 - 二 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき
 - 三 より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき
 - 四 その他既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき
- 2 事業所は、(介護予防) 特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認めるときは、事業所の管理者は、利用者の同意を得て居室を移動させることができます。

(居室移動の手続き)

第13条 前条第1項に規定する居室の移動を希望する利用者は、その理由を付した書面により管理者へ提出しなければなりません。

2 事業所の管理者は、前項の書面を受理したときは、その理由その他(介護予防)特定施設入居者生活介護の適切な運営を総合的に勘案し、その適否を利用者に書面をもって通知します。

3 前条第2項の規定により、事業所が利用者の居室を移動させる場合は、利用者の同意を得なければなりません。

(居室移動に係る費用負担)

第14条 前条第2項の規定により居室移動をした利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復しなければなりません。

2 前項に規定する現状に復する費用は利用者の負担とします。

(介護居室)

第15条 事業所は、利用者の居室は、個室60室設けています。

(一時介護室)

第16条 事業所は、介護を行うために適当な広さを確保し、静養室と兼用しています。

2 一時的もしくは長期にわたって介護等が必要となった場合、医師及び看護職員の意見を踏まえて一時介護室で介護を行います。

(食堂)

第17条 事業所は、利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えています。

(浴室)

第18条 事業所は、浴室には利用者が使用しやすいよう、段差の少ない一般浴槽を設けています。

(便所)

第19条 事業所は、居室のある棟ごとに便所を設けています。

(機能訓練室)

第20条 事業所は、利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設けています。

(喫煙)

第21条 喫煙は、事業所内外および居室内を含み禁煙に協力していただきます。

(飲酒)

第22条 飲酒は、事業所内外および居室内を含み禁酒に協力していただきます。

(衛生保持)

第23条 利用者は、事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力していただきます。

(禁止行為)

第24条 利用者は、事業所で次の行為をしてはなりません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第25条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要支援・要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(利用者の家族との連携)

第26条 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保します。

(緊急時の対応)

第27条 事業所は、利用者の心身状況に急変が生じた場合その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡するとともに、できるだけ速やかにその家族に連絡するなど必要な措置を講じます。

(事故発生時の対応)

第28条 事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、前条の規定に沿って対応するとともに、市町村等関係機関に連絡します。

(身体拘束)

第29条 事業所は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。

- 2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の身体状況並びに緊急やむを得ない理由等を、家族に十分説明し、経過を記録しなければならない。
- 3 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図らなければならない。

- 4 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しなければならない。
- 5 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しなければならない。

(非常災害対策)

第30条 事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し、従業者に周知するとともに、当該計画に従って、年2回以上の避難誘導訓練その他必要な訓練を行います。

(業務継続計画の策定等)

第31条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めます。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第32条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じます。

- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- 3 虐待の防止のための指針を整備します。
- 4 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- 5 この措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- 6 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告します。

(人権擁護のための措置に関する事項)

第33条 事業所は、利用者の人権擁護等のため、責任者及び人権擁護推進員を配置し、苦情解決等の体制整備、職員に対する人権擁護の啓発のための定期的な研修の実施等その他必要な措置を講じます。

(職場におけるハラスメントの防止)

第34条 事業所は、適切な社会福祉事業サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

(入退所の記録の記載)

第35条 入所に際して、入所年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載します。又、退所に際しては退所年月日を被保険者証に記載します。

(勤務体制等)

第36条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の体制を定めています。

2 職員の資質向上のための研修の機会を設けています。

(協力医療機関等)

第37条 入院治療を必要とする利用者のために協力医療機関等を定めています。

(掲示)

第38条 特定施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示しています。

(秘密の保持)

第39条 事業所の職員は、正当な理由なく業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らしません。

2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じます。

(苦情処理)

第40条 サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置しています。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録します。

3 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。又、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、市町村から求めがあった場合にはその改善の内容を報告します。

4 サービスに関する利用者からの苦情に関して、和歌山県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、和歌山県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、和歌山県国民健康保険団体連合会から求めがあった場合にはその改善の内容を報告します。

(地域との連携)

第41条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努めています。

(記録と整理)

第42条 事業所は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備します。

2 利用者に対するサービス提供に関する次の各号に掲げる諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存します。

(1) (介護予防) 特定施設サービス計画

- (2) 市町村への通知に関する事項の記録
- (3) 苦情の内容等の記録
- (4) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
- (5) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (6) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由の記録
- (7) 法定代理受領サービスに係る同意書を受けている場合はその書類

第43条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人寿敬会と施設との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行します。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行します。

この規程は、平成28年 6月 1日から施行します。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行します。

この規程は、平成31年 3月25日から施行します。

この規程は、令和 元年 6月 1日から施行します。

この規程は、令和 3年 4月21日から施行します。

この規程は、令和 3年 6月 1日から施行します。

この規程は、令和 4年 6月 1日から施行します。

この規程は、令和 4年 8月 1日から施行します。

この規程は、令和 5年 6月 1日から施行します。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行します。

この規程は、令和 7年 6月 1日から施行します。